

○第67回農薬専門調査会幹事会

日時：平成22年10月20日（水）14：00～17：00

議事概要：

(1) アラクロール、ブタクロール、MCPA、エチクロゼート、シクラニド、ピリベンカルブ
1) アラクロール

・審議の結果、 $0.01\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日をADIとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、なし、ぶどう等に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) ブタクロール

・審議の結果、 $0.01\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日をADIとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。

3) MCPA

・審議の結果、 $0.0019\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日をADIとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、稲、とうもろこし等に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4) エチクロゼート

・審議の結果、 $0.17\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日をADIとし、評価書（案）を食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、みかん、かき、メロン等に使用し、その他のスパイスへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5) シクラニド

・審議の結果、 $0.0063\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日をADIとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

6) ピリベンカルブ

・審議の結果、 $0.039\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日をADIとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、きゅうり、キャベツ、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

(2) 1, 3-ジクロロプロペン及びピリダベンについて調査審議する評価部会の指定について

1) 1, 3-ジクロロプロペン

・検討の結果、評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺線虫剤で、だいこん、キャベツ等に使用し、たまねぎへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) ピリダベン

・検討の結果、評価第三部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、かんきつ類、きゅうり等に使用し、ミニトマトへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(3) その他

1) 評価部会から幹事会に検討を依頼された案件について審議が行われた。

2) 農薬専門調査会における評価書評価の考え方（案）及び農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営などについて（案）については、継続して審議することとされた。

3) 平成21年度食品安全確保総合調査（ポジティブリスト制度における対象外物質）に係る報告は、次回以降に持ち越しとなった。